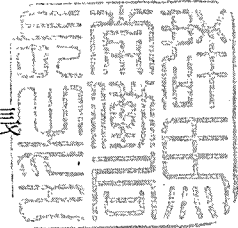


群労発基 0906 第 4 号

平成 30 年 9 月 6 日

各 位

群 馬 労 働 局 長



群馬県最低賃金改正決定の会報誌等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、時間額 783 円から 809 円に改正され、本年 10 月 6 日から発効することとなりました。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されることから、当局においては、各種の広報活動等を実施し、改正された最低賃金額の周知徹底に取り組んでおります。

つきましては、別添掲載例文を参考にしていただき、貴団体（社）が発行している会報紙、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

照会先： 労働基準部 賃金室  
電 話： 027-896-4737

必ずチェック最低賃金 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金は

時間額 809 円に

平成30年10月6日より改正

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）  
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>